介護サービス〈要介護1~5の人〉

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は 全額利用者負担となります。 短期間入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)



介護老人福祉施設などに短期間入所する人 に、食事、入浴などの介護や機能訓練などを 行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	596円 ~ 874円	596円 ~ 874円	696円 ~ 976円

短期入所療養介護 (ショートステイ)



介護老人保健施設や医療施設に短期間入所 する人に、看護や医学的管理下での介護、日 常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	% ***	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	752円 {	827円 {	833円 {
要介護5	966円	1,045円	1,049円

生活する環境を整えるサービス

[]内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]

福祉用具のレンタルを行います。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす (車いす付属品を含む)	×	•	•
特殊寝台 (特殊寝台付属品を含む)	×	•	•
床ずれ防止用具	×	•	•
体位変換器	×	•	•
手すり (工事をともなわないもの)	•	•	•
スロープ (工事をともなわないもの)	•	•	•
歩行器	•	•	•
歩行補助つえ	•	•	•
認知症老人徘徊感知機器	×	•	•
移動用リフト(つり具の部分を除く)	×	•	•
自動排泄処理装置	_	_	•

●:利用できます ▲:尿のみを吸引するものは利用できます ×:原則利用できません(必要と認められれば利用できる場合があります) ※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。 ※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

住宅改修費支給 事前の申請が必要です [介護予防住宅改修費支給]

下記の住宅改修をしたとき、後日住宅改修 費を支給します。

①手すりの取り付け

取り替え

△滑りの防止および移動の円滑 化のための床または通路面の

②段差の解消 材料の変更

③引き戸などへの扉の ⑤洋式便器などへの便器の取り 替え

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで市区町村に申請する と、20万円を上限に利用者負担割合分を除いた額が支給されます。

特定福祉用具販売 申請が必要です [特定介護予防福祉用具販売]

下記の福祉用具を購入したとき、後日購入 費を支給します。

❶腰掛便座

3入浴補助用具

②自動排泄処理装置の 4 簡易浴槽

⑤移動用リフトのつり具の部分

●利用者負担について

いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを 添えて市区町村に申請すると、同年度で10万円を上限に利 用者負担割合分を除いた額が支給されます。

なお、都道府県などの指定事業者から購入した場合に 限って支給されます。

特定施設で利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホー ムなど) に入居している人に、食事、入 浴、排せつなどの日常生活上の介護やそ の他の日常生活上の世話、機能訓練、療 養上の世話を行います。

●利用者負担のめやす (1日)

538円
}
807円

施設サービ

●要支援1・2の人は、施設サービスは 利用できません。

★基本的な費用のほかに、利用内容による加算や地 域による加算などさまざまな加算があります。



介護保険施設に入所して利用するサービスです。直接入所を申し込んで契約し、ケアプラ ンを作成してもらってサービスを利用します。

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4~9月はすべての サービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要 で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、 排せつなどの介護や療養上の世話が受けられます。

●新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。

介護療養型医療施設(療養病床等)

急性期の治療は終わり、医学的管理のもとで長期

療養が必要な人のための医療施設です。医療、看護、

介護、リハビリテーションなどが受けられます。

長期的な療養が必要

在宅復帰を目指す

介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のも とで看護、介護、リハビリテーションを行う施設 です。医療上のケアやリハビリテーション、介護 を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

介護と医療を一体的に

介護医療院

医学的管理のもとで長期療養が必要な人のた めの医療のほか、生活の場としての機能も兼ね 備え、日常生活上の介護などが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

利用者はサービス費用の利用者負担割合分と、居住費等・食費・日常生活費の全額を負担します。利用者負担 割合分以外の費用は施設との契約で決まりますが、居住費等・食費には基準となる額(基準費用額)が定められ ています。低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は 負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。 ※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

●基準費用額【1日あたり】

令和3年8月から 食費の基準費用額が変わります。

	食 費			
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,392円
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	令和3年8月から1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は()内の金額になります。

●負担限度額【1日あたり】

令和3年8月から 第3段階が細分化され、食費の負担限度額が一部変わります。

	利用者負担段階			居住費等			食費			
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス		
第1段階	'	福祉	および世年金の受保護の受		820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	上	导金額	よび世帯 (+課税年 日以下の人	全員が住民税非課税で、合計所 金収入額+非課税年金収入額が	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 ^{令和3年8月から} 600円
				全員が住民税非課税で、利用者 拟外の人〈令和3年7月まで〉	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円
第3段階		令和3年8月から	第3 段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
		8月から	第3 段階 ^②	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+課税年金収入額+非課税 年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

- ●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額になります。
- 上の表に当てはまっていても●②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。
- ●住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者 ②については、令和3年8月から預貯金などの金額が利用者負担段階ごとに設定されます。 が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も 非課税)でも、預貯金などが単身1,000万円、 夫婦2,000万円を超える場合
- ・第1段階 : 預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合 : 預貯金などが単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - 第3段階①:預貯金などが単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合 ・第3段階②:預貯金などが単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

介護予防サービス〈要支援1・2の人〉

介護予防サービス

- ★利用者負担のめやすは、サービス費用の1割を掲載しています。このほかに、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容に よる加算や地域による加算などさまざまな加算があります。
- ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問い合わせください。 ※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4~9月はすべてのサービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」で提供される「訪問型サービス」と「通所型 サービス」については13ページをご覧ください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入 浴車で居宅を訪問し、持参した 浴槽で入浴介護を行います。看護職員によ る検温や血圧などのチェックも行われます。

●利用者負担のめやす

10	852円
	05213

介護予防訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や 作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心 身機能の維持回復、日常生活の自立を助ける ためのリハビリテーションを行います。

●利用者負担のめやす

10	(20分以上行った場合)	307円	

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管 理栄養士などが通院が困難な人 の居宅を訪問し、介護予防を目 ()



的とした療養上の管理や指導を行います。

●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)

514円

介護予防訪問看護 🧶

医師の指示により、看護師

などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした 療養上の世話や診療の補助を行います。

●利用者負担のめやす(30分未満の場合)

訪問看護ステーションから 訪問の場合	450円
病院または診療所から 訪問の場合	381円

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(ディケア)

介護老人保健施設や病院、 診療所などで、食事・入浴な どの日常生活上の支援や機能 訓練、リハビリテーションの ほか、目標に合わせた選択的 サービスを行います。



●利用者負担のめやす (1か月につき)

共通的サービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

有料老人ホームなどで利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居してい る人に、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の介護やその他 の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

●利用者負担のめやす (1日)

要支援 1	182円
要支援 2	311円



短期間入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は 全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所する人に、食事、入浴 などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	446円	446円	523円
要支援 2	555円	555円	649円



介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護 や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練など を行います。

●利用者負担のめやす (1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577円	610円	621円
要支援 2	721円	768円	782円

介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

▶P8をご覧ください

介護予防住宅改修費支給

▶ P8をご覧ください

10 11

地域密着型サービス/介護予防の取り組み

- ★利用者負担以外に、食費、居住費等、日常生活費、サービスの利用内容による加算や地域による加算などさまざまな加算があります。 ★共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。詳しくは市区町村までお問
- ※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4~9月はすべての サービスについて基本報酬に0.1%の上乗せがあります。

令和3年4月から 利用者負担が変わりました。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪 問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせ た多機能なサービスを行います。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組 み合わせて、一体的な介護や医療・看護を 行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

~ 小規模な特定施設で利用するサービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型の 特定施設(指定を受けた有料老人ホームな ど) に入所する人に、食事・入浴、機能訓 練などのサービスを行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な施設サービス

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉 施設に入所する人に、食事・入浴、機能訓 練などのサービスを行います。

●新規入所は原則として要介護3~5の人が対象です。 ※要支援1・2の人は利用できません。

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]

認知症の人が対象の通所介 👵 🧟 護で、食事や入浴、専門的な 🌅 ケアを日帰りで行います。



認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) [介護予防認知症対応型共同生活介護]

認知症の人が共同生活する住宅で、食事・ 入浴、機能訓練などのサービスを行います。

※要支援1の人は利用できません。

24時間対応サービス

定期巡回•随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、定期巡回と随時対 応による訪問介護と訪問看護を、一体的に または連携して行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、 巡回や通報システムによる夜間専用の訪問 介護を行います。

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で日常生活上の世話や機能訓練などを行います。 ※要支援1・2の人は利用できません。

介護予防の取り組み

P防・日常生活支援総合事

65歳以上の人を対象にした、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生 活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれています。

生活機能の状態などによって利用できるサービスが決まります。支援などが必要になっ たと感じたら、地域包括支援センターや市区町村に相談しましょう。

市区町村によって行っているサービスの内容や利用者負担は異なります。

介護予防・生活支援 サービス事業

できる人

- ●「要支援1・2」の認定を受けた人
- ●基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人 (介護予防・生活支援サービス事業対象者)
- ※要介護1~5の認定を受けて介護サービスを利用する以前から、総合事業の補助を受けて実施されている住民主体のサービスを利用していた人は、要介護認定後も引き続き利用でき る場合があります。

介護予防のさまざまな要望に対応するため、介護予防を目的とした訪問型サービスや通所型 サービスに加え、住民主体の活動を支援するなど多様なサービスを行います。

●訪問型サービス

- ■既存の介護サービス事業者による、介護予防を目的とした、訪問を受けて利用するサービス
 - ●食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助

■多様なサービス

- ●おもに民間企業による掃除・洗濯などの生活援助など
- ●ボランティアなどによるゴミ出しや布団干しなどの住民主体の生活援助など
- ●保健師などの専門職による相談・指導などの短期集中予防サービス
- ●通所型サービスの送迎など、ボランティアなどによる移動支援や移送前後の生活支援

2通所型サービス

- ■既存の介護サービス事業者による、介護予防を目的とした、通所して利用するサービス
- ●食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

■多様なサービス

- ●おもに民間企業とボランティアの補助によるミニデイサービス、運動、レク リエーション活動など
- ●住民主体の体操・趣味活動など自主的な「通いの場」の提供
- ●保健・医療の専門職による生活行為改善のための短期集中予防サービス

❸その他の生活支援サービス

- 配食(栄養改善、一人暮らし高齢者に対する見守りを含むもの)
- ●住民ボランティアなどによる定期的な訪問による見守りと緊急時の対応
- ●その他自立支援に役立つ生活支援(訪問型サービス・通所型サービスと 一体的に提供されるもの)



-般介護予防事業

65歳以上の人なら誰でも利用できます。

地域の住民が主体となった「通いの場」や市区町村が行う体操教室や介護予防に 関する講演会などに参加できます。一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも 利用できるサービスです。



12 13

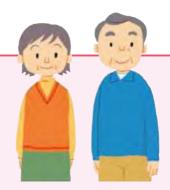
|護保険料を納めましょう

介護保険は、みなさんの保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、 だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

令和3年4月から 介護保険料が決まりました。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人の保険料は、市区町村の介護保険サービスに必要な 「基準額」をもとにして決まります。その基準額をもとに、所得に 応じた保険料が決められます。



第1号被保険者の基準額はこのように決まります

基準額 (月額)

市区町村の介護保険サービス総費用のうち 第1号被保険者負担分(23%)

÷12か月

市区町村の第1号被保険者数

●市区町村によって、必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

保険料を滞納すると…

サービスを利用したとき、利用者は実際にかかる費用の一部を負担※1しますが、保険料 を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

※1 利用者負担割合についてはP6を参照ください。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額を いったん利用者が負担 します。申請により、 あとで保険給付分が支 払われます。

1年6か月以上滞納すると

サービス費用の全額を利用者 が負担します。申請後も保険 給付の一部、または全部が一 時的に差し止めとなり、滞納 していた保険料に充てられる こともあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用すると 利用者負担が3割または 4割※2に引き上げられ たり、高額介護サービ ス費等が受けられなく なったりします。

※2 利用者負担の割合が3割の人 が滞納した場合、4割に引き 上げられます。

保険料の納付が困難なときは、まずご相談ください。-

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったと きは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。**困ったときは、** お早めに市区町村の担当窓口までご相談ください。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金額によって2種類に分けられます。65 歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が 年額18万円以上の人



年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、 年金から保険料があらかじめ天引き されます。

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が 年額18万円未満の人



納付書 • □座振替

市区町村から送付されてくる納付 書や口座振替で、期日までに金融機 関などを通じて保険料を納めます。

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- ●年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合 ●収入申告のやり直しなどで、保険料の所得
- ●他の市区町村から転入した場合
- ●年度途中で年金〈老齢(退職)年金、遺族年金、 ●年金が一時差し止めになった場合 障害年金〉の受給が始まった場合
- 段階が変更になった場合

……など

40歳以上65歳未満の人 (第2号被保険者)の保険料

40歳以上65歳未満の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法 により決められます。医療保険料と一括して納めます。



	Elli Till	
	国民健康保険に加入している人	職場の医療保険に加入している人
決め方	保険料は国民健康保険税(料)の 算定方法と同様に、世帯ごとに決 められます。	医療保険ごとに設定される介護保険料率と、 給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与 額)に応じて決められます。
納め方	医療保険分、後期高齢者支援金分、 介護保険分を合わせて、国民健康保 険税(料)として世帯主が納めます。	医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

14 15